

新技術等実証計画の認定関係規定の抜粋

○生産性向上特別措置法（抄）

(新技術等実証計画の認定)

第十一条 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。

一 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

※ 新技術等関係規定 = 当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定【第十条第一項】

○生産性向上特別措置法施行規則（抄）

(新技術等実証計画の認定)

第五条 主務大臣は、法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の提出を受けた場合において、当該新技術等実証計画の提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

2 法第十一条第一項の規定による新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、前項の新技術等実証計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。